

学習成績評価規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、以下の学則規定に基づき、学習成績の評価並びに修了の認定について定めたものである。

学則第11条、第12条（大宮校）

(試 験)

第2条 学習成績の評価及び学習指導の資料とするため、各学期末及び年度末に定期試験を行う。

- 2 やむを得ない事由により試験を受けられなかった者は、追試申請を提出し審査を受けて、追試験を行うことができる。ただし、休学のため試験を受けなかった者については、これを行わない。追試代は別途記載。
- 3 正当な事由によらず試験を受けなかった者、又は懲戒処分の結果、試験を受けられなかった者の試験の成績は0点とする。
- 4 試験中に不正行為を行った者は、その時間以降の試験を受ける資格を失い、その試験期間中の全試験科目の成績は0点とする。

(成績の評価)

第3条 各授業担当教員は、各学期末・年度末の試験終了後、100点法によって学習成績を評価し、校長に報告するものとする。

- 2 学習成績の評価は、各授業担当教員がシラバスにおいて明示した「到達目標」に対する達成度を、試験の成績、実習の成果、履修状況及び平素の学習態度を総合的に考慮の上で評点をつけ、評定を決定するものとする。
- 3 成績の評価は、100点法によって評価し、次の区分によって評定する。

評 点	100～90点	89～80点	79～70点	追試合格	不合格
評 定	A	B	C	D	E

- 4 単位取得は、学校の定める各科目の出席必要時間（履修時間）を満たしており（各学科総授業時間数の90%以上）、且つ、前期・後期の年2回の定期試験で合格した者に当該科目の単位取得を認める（修得）。

当該年度における単位取得が不足する者は、進級・卒業することは出来ない。

履修時間数が不足する者は、補講申請を行い審査の結果、有料の補講により授業時間数の不足を補い、年度内再評価を受けることが出来るが、その評価はD(追試合格)となる。

但し、補講を受けることができる期間は年度内のみとする。補講代は別途記載。

授業時間数の不足が年度内に補いきれない場合は、再履修となり卒業が延期される。

再履修に関しては、第4条を参照のこと。

- 5 授業が年度の途中で終了する授業科目で、成績が70点未満の場合の者については、担当教員が適切な学習指導を行い、学年末に再評価＝追試（以下、「年度内再評価」という）

を受けることができる。但し、前4項で定める出席必要時間（履修時間）の出席が条件であり、評定はD（追試合格）となる。追試代は別途記載。

- 6 校長は、毎学年末において、各授業科目の学習成績を評点、評定及び修得時間数によって学生指導要録に記録する。

（再履修及び再評価）

第4条 未修得科目を持つ者は、年度内又は次年度に、再履修願を提出し、その未修得科目を再履修することができる。

ビューティセラピスト学科並びにエステティックマスター学科に在籍する者は、前条第5項により、年度内に再評価を受けなければならない。

年度内に再履修及び再評価を受けられない場合は、卒業が延期される。

- 2 再履修は、その授業科目を通常の授業形態で履修（以下、「通常授業による再履修」という）することを通例とする。但し、授業料は別途発生する。

（修了の認定）

第5条 課程修了の認定は、第9条に規定する授業科目をすべて修了した者について校長が行う。ただし、学校の物品等を借用し返済しない者は、課程修了の認定を保留する。

（成績審査会議）

第6条 成績評価決定後GPA算出を行い、各学科学年の成績状況の把握を行う。尚、GPA算出方法は以下の通りとする。

判定	評価	評点	GP
合格	A	100～90点	4
	B	89～80点	3
	C	79～70点	2
	D	69点～（追試合格）	1
不合格	E	69点～（追試不合格）	0

【算出式】

$$\frac{A \text{ 評価の科目数} \times 4 + B \text{ 評価の科目数} \times 3 + C \text{ 評価の科目数} \times 2 + D \text{ 評価の科目数} \times 1}{\text{総授業科目数}}$$

- 2 GPAは次の通り活用する。

- ・進級時特待生、学業優秀者等の表彰候補者選出
- ・成績不振者（GPA 下位 1/4）の把握、指導資料としての活用
- ・学生の学習成果の把握、及び今後の対策資料としての活用

第7条 学習成績評価規定の改廃については、成績審査会議に基づいて審議の上、学校長が行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年4月1日から施行する